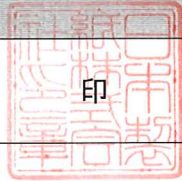


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 24年 3月 5日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

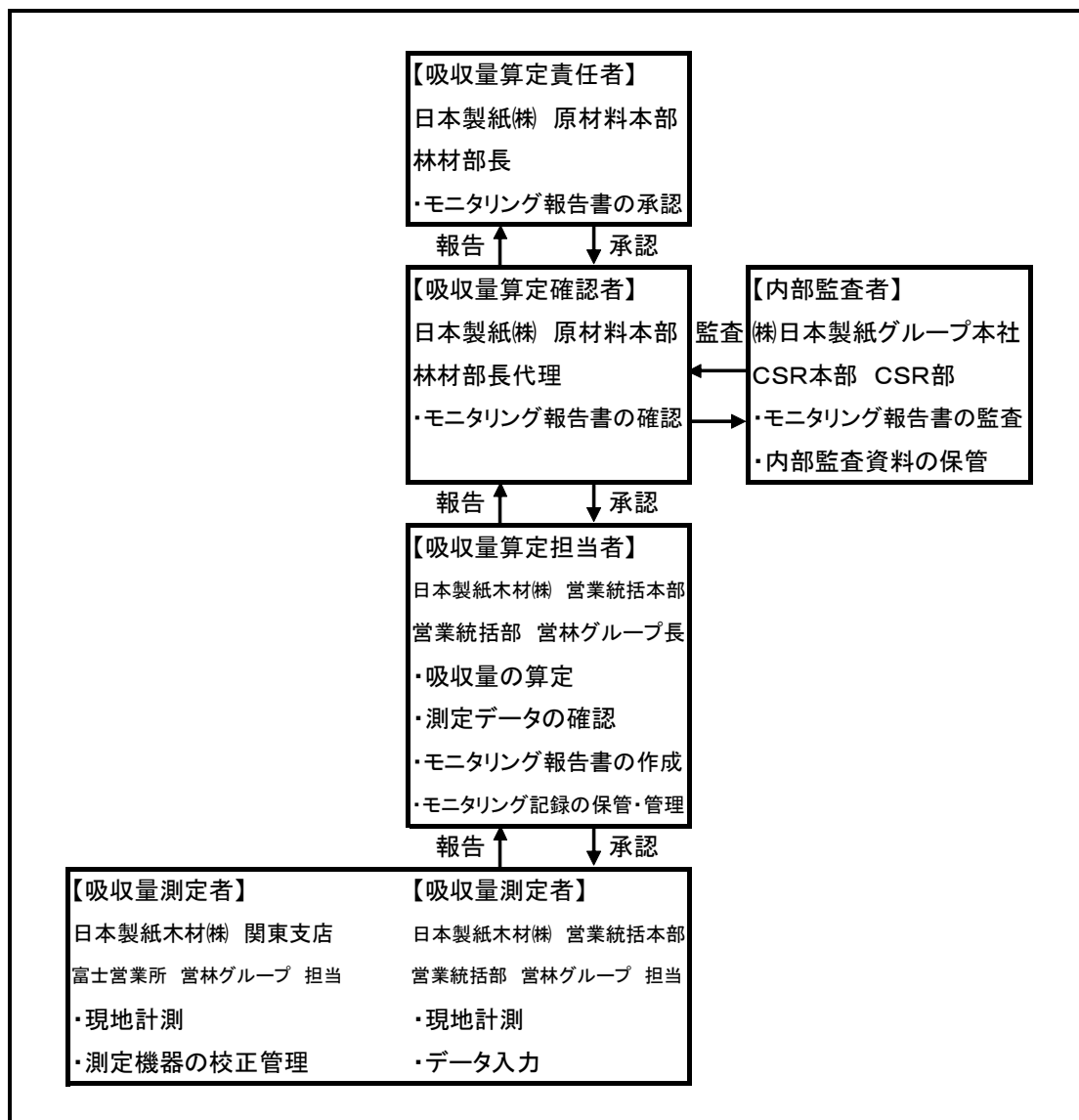
プロジェクト名 ¹			
日本製紙(株)富士・北山社有林間伐促進プロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	日本製紙株式会社 (ニッポンセイシカブシキガイシャ)		
住所	東京都千代田区一ツ橋1-2-2		
代表者氏名	芳賀 義雄	代表者役職	
担当者氏名	松本 哲生	担当者 所属部署・役職	原材料本部 林材部 部長代理
担当者 E-mail	tetsuo.matsumoto@np-g.com	担当者電話番号	03-6665-1019
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	日本製紙木材株式会社		
プロジェクト参加者名	特になし		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	日本製紙株式会社 (ニッポンセイシカブシキガイシャ)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	一般財団法人 日本品質保証機構		

¹ プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報																															
プロジェクト概要 ²	<p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>日本製紙北山社有林を対象として、山林所有者：日本製紙(株)、山林管理・事業実行者：日本製紙木材の共同にて、間伐促進による温室効果ガスの更なる吸収を図る。又、これにより木材資源の有効活用と公益的機能の増進を図る。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件 1 森林施業計画を富士宮市に提出し、認定を受けており、森林法 5 条に定める森林である。 ・条件 2 静岡県富士宮市所在の社有林：北山山林内における、2007～2010 年の間伐実施箇所及び 2011～2012 年の間伐予定箇所を対象とする。土地転用、主伐が計画されていないことは森林施業計画(静岡県知事受領)にて証明する。 ・条件 3 森林施業計画の認定番号 421-93-003、421-93-003(02-23)、421-93-003(01-22)、416-93-003(06-21) <p>【法令遵守状況】</p> <p>以下、関連する許認可及び関連法令を遵守している。</p> <p>「森林・林業基本法第 9 条 森林所有者としての責務」</p> <p>「森林法第 5 条 地域森林計画、第 11 条 森林施業計画」</p> <p>「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」</p> <p>【採用技術】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>メーカー名</th> <th>耐用年数</th> <th>導入時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポケットコンパス</td> <td>牛方</td> <td>7 年</td> <td>平成 19 年 7 月</td> <td>面積の測量</td> </tr> <tr> <td>トータルパルス</td> <td>LASER 型番 SN#035261</td> <td>5 年</td> <td>平成 24 年 5 月導入予定</td> <td>樹高の測定</td> </tr> <tr> <td>GPS PathfinderSB</td> <td>Trimble</td> <td>5 年</td> <td>平成 23 年 8 月</td> <td>面積の測量</td> </tr> <tr> <td>ProXT(アンテナ受信機)</td> <td>〃</td> <td>5 年</td> <td>平成 23 年 8 月</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>輪 尺</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>胸高直径の測定</td> </tr> </tbody> </table> <p>【モニタリング方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)ver.4.0 に全て準拠する。 <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法論「森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)」No.R001 ver.4.1 に準拠している。 	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	ポケットコンパス	牛方	7 年	平成 19 年 7 月	面積の測量	トータルパルス	LASER 型番 SN#035261	5 年	平成 24 年 5 月導入予定	樹高の測定	GPS PathfinderSB	Trimble	5 年	平成 23 年 8 月	面積の測量	ProXT(アンテナ受信機)	〃	5 年	平成 23 年 8 月	〃	輪 尺				胸高直径の測定
	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考																										
ポケットコンパス	牛方	7 年	平成 19 年 7 月	面積の測量																											
トータルパルス	LASER 型番 SN#035261	5 年	平成 24 年 5 月導入予定	樹高の測定																											
GPS PathfinderSB	Trimble	5 年	平成 23 年 8 月	面積の測量																											
ProXT(アンテナ受信機)	〃	5 年	平成 23 年 8 月	〃																											
輪 尺				胸高直径の測定																											

² プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

【モニタリング体制】



	<p>【QA / QC 体制】</p> <p>(1) 教育訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本製紙(株)林材部・日本製紙木材(株)営業統括部共同にてモニタリング実施における手順書の作成を行う。 ・モニタリングを社員教育の場とし、対象者にJ-VERの取組に対する知識の普及を図る。 対象者 日本製紙(株) 林材部 国内社有林担当者 日本製紙木材(株)支店・営業所 社有林担当者 ・実施時期 モニタリング実施前。 ・実施内容 J-VER全般に関するガイダンス(年に1回)、現地調査・算定方法の実施要領(モニタリング開始前)。 ・記録の保管 日本製紙木材(株) 営業統括本部 営業統括部 営林グループ <p>(2) 情報の保管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理は日本製紙株式会社林材部が管轄する。 ・保管期限はオフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款の森林管理プロジェクト特約第2条に定める期間(平成35年3月31日)までとする。 <p>(3) データの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入力、算出したデータのチェックは日本製紙林材部・日本製紙木材営業統括部にて行う。 ・チェックはモニタリング報告書提出時とする。 ・チェックは林分内容の類似箇所の比較にて行い、明らかに数値の相違が見られた場合は、再調査を行なう。 ・実施記録は日本製紙林材部にて保管する。 <p>(4) 内部監査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査部署は、(株)日本製紙グループ本社 CSR本部 CSR部とする。 ・対象部門は日本製紙(株)林材部、日本製紙木材(株)営業統括本部 営林グループ、関東支店富士営業所とする。 ・実施時期は、モニタリング報告書作成時とする。 ・監査項目 モニタリングデータ、吸収量算出方法及び保管等の取り扱い。 QA、QC体制の実施状況。 実施記録簿は日本製紙(株)林材部及び、日本製紙木材(株)営業統括部に保管する。 <p>(5) 機器校正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校正管理は日本製紙木材(株)関東支店富士営業所で行う。 ・機器のマニュアルに添った調整を調査使用前に行う。 (コンパス及びトウルーパールス360BT、パスファインダー、高精度アンテナ、受信機)
<p>プロジェクト 実施場所</p>	<p>静岡県富士宮市北山</p> <p>字鞍骨沢 7430-110,112,113,113-2,114,116,119-2,120,121,212,214,215,219,223,224,228,230-2,315,326,334-4,346,357,382,383,383-4,45 4,478,483,518,532,537,542-3,554,557,565,570,578,581,592,599,604,607,619,639,642,653,743,1002,1114</p> <p>字角木沢 7427-249,251,253,254,259,261,262,263,266,348,435,436,438,439,443,444,446,448,449,451,453,503,511,519,520,550,551,553,55 6,557,558,562,564,565,568,575,576,578</p> <p>字大久保沢 7429-197,223,225,226,249,263,264,265,269,270,274,286,290,291,294,295,298,300,303,304,305,310,312,313,321,322,324,325,32 7,328,332,333,334,335,336,339,344,345,346,347,357,361,364,371,374,377,382,651,672,680,683,684,686,688,689,690,691,693,69 5,696,700,703,704,705,706,716,719,720,721,726,729,730,731,733,742,745,746,749,750,751,755,756,758,759,761,762,764,771,77 3,776,778,780,788,790,791,792,796,798,799,937,973,974,977,980,988,990,994,1001,1004,1006,1011,1022,1025,1027,1028,1036, 1040,1041,1045,1050,1051,1052,1053,1057,1060,1068,1265,1323,1340,1348,1357</p> <p>字長坂 7341,7346,7347,7349,7351,7352</p> <p>字揚之窪沢 7428-144,145,150,153,154,159,171,173,181,183,185,187,189,261,292-2,293,299,301,302,305,311,314,317,328</p> <p>字嶽沢 7426-94,170,174,430,431,441,570</p>

プロジェクト 対象面積	231.91 ha						
プロジェクト 期間	2007 年 4 月 1 日 ~ 2013 年 3 月 31 日 (6 年 0 ヶ月)						
クレジット期 間	2008 年 4 月 1 日 ~ 2013 年 3 月 31 日						
プロジェクト 計画開始届 提出日	2011 年 12 月 8 日						
妥当性確認 終了日	2012 年 2 月 28 日						
想定 削減 ・ 吸収 量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計 ³
	t-CO2	301	410	569	771	844	2,895
適用モニタリ ング方法ガイ ドライン	<u>オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver. 4.0</u>						
適用方法論	方法論番号	<u>No. R.001 ver. 4.1</u>					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)					
ダブルカウントの防止措置							
ダブルカウ ントの防止の 措置を講ず る事業者	プロジェクト代表事業者と同一						印

³ 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

<p>ダブルカウ ントの防止 措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p>類似制度名： <u>電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS 法)</u> ※ 設備認定済： B000195B07 (勿来工場バイオマス発電設備) ※ 設備認定申請中： 富士工場バイオマス発電設備</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p>理由： _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要があります。</p>
---------------------------------	---

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

- ホームページ
ホームページ URL: http://www.np-g.com
- 出版物 (日本製紙グループ CSR 報告書)
- その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

- 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。
- 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。
- 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。
- 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。
北海道温暖化対策条例(削減目標設定・クレジット取引制度なし)
熊本県地球温暖化の防止に関する条例(削減目標設定・クレジット取引制度なし)
東京都環境確保条例 特定テナント事業者(削減目標設定、義務・クレジット取引制度なし)
千代田区温暖化対策条例(削減行動計画・クレジット取引制度なし)
- その他 具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

備考欄
特になし

以上